

「日本建築学会大会学術講演会 海洋建築委員会 若手優秀発表」
実施要領

海洋建築委員会

1. 目 的

海洋建築部門の研究者の育成とプレゼンテーション力の向上を促すため。

2. 名 称

名称は、「〇〇年度日本建築学会大会（〇〇）学術講演会 海洋建築委員会 若手優秀発表」とする。

3. 対 象

発表登録時に 30 歳未満の者とする。

4. 実施主体

実施主体は、海洋建築委員会とする。

5. 審査基準・実施方法

- (1) 審査委員：各セッションの主司会者と幹事会が推薦する計 3 名とする。
選考は審査委員からの推薦があった講演者について、委員長を含む幹事会にて最終的に行い、本委員会に報告する。
- (2) 審査基準：①研究テーマの独創性と学術的意義
②研究目的から結論に至るまでの論理の一貫性及び合理性
③プレゼンテーションと質疑応答の的確性（補完的な発言は、マイナス評価とする）
- (3) 審査方法：各審査員が 5 点満点で採点し、合議を経て幹事会に推薦する。

6. 選考数

厳選寡少を旨とし、若干名とする。

7. 公 表

審査結果は、海洋建築委員会委員長名において、ホームページ上で公表する。